

静岡県立大学短期大学部職員倫理委員会細則

平成 23 年 4 月 1 日 細則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人職員倫理規程第 5 条第 1 項に基づき、短期大学部職員倫理委員会（以下「委員会」という。）が調査及び審査を行う場合の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 短期大学部部長
- (2) 事務部長
- (3) 学生部長
- (4) 附属図書館長
- (5) 短期大学部副部長
- (6) その他短期大学部部長が指名する者

(委員の任期)

第 3 条 前条第 6 号の委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、短期大学部部長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、短期大学部副部長をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員会の委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(学長への報告)

第 7 条 委員長は、職員倫理に係る事項が生じた場合、学長に報告するとともに、委員会を開催し、調査及び審査を行う。

- 2 委員長は委員会の調査及び審査において、倫理規程違反と認められる事項が生じた場合は、学長へ文書で申し出る。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務部において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。